

株式交付制度について(②)

「株式交付制度」について、
全2回にわたり紹介します。

右記目次に倣い、法務上のポイント、
税務上のポイントを交えながら解説し
ていきます。

1. 株式交付制度と他制度の比較
(法務観点)
2. 株式交付の活用場面
3. 株式交付制度と他制度の比較
(税務観点)
4. 具体例でみる税務仕訳

1. 株式交付制度と他制度の比較 (法務観点)

株式交付のほかにも、自社の株式を対価として対象会社を子会社とすることができる制度があります。
以下、各制度と株式交付制度の違いを説明します。

項目	株式交付	株式交換	現物出資
概要	対象会社の株主から対象会社株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対価として自社株式を交付する	対象会社の株主から対象会社株式のすべてを取得し、対価として自社株式を交付する	対象会社の株主を引受人として対象会社株式の出資を受け、自社株式を交付する
対象会社	株式会社 (外国会社は不可)		制限なし
一部取得の可/不可	可能 (子会社化しない一部取得は不可)	不可 (全部取得のみ)	可能
子会社株式の追加取得の可否	すでに対象会社の議決権の過半数を有している場合は不可	可能	可能
買収会社機関決定	株主総会特別決議 (※1)	株主総会特別決議 (※2)	株主総会特別決議 (※3)
対象会社機関決定	不要 (※4)	株主総会特別決議 (※2)	不要 (※4)
備考	株式とともに金銭を対価にすることが可能 (金銭のみは不可)	株式とともに金銭を対価にすることが可能 (金銭のみも可)	原則、検査役による調査が必要

- ※1 簡易株式交付 (交付する自社株式の対価の合計額が自社の純資産額に対する割合が5分の1を超えない場合) の場合は不要。
 ※2 対価として譲渡制限株式を交付する場合は特殊決議が必要。例外的に株主総会決議を省略できる場合もあり。
 ※3 公開会社や一定の場合には取締役会決議によることことができる。
 ※4 対象会社株式が譲渡制限株式の場合は譲渡承認手続きが必要。

！ 法務ポイント



ホウムちゃん

株式交換は対象会社の株式を全部取得する必要がありますが、株式交付は一部取得が可能です。

現物出資は、原則検査役による調査が必要となるなど現物出資規制がありますが、株式交付にはこのような規制はありません。

株式交換と現物出資は、対象会社がすでに子会社となっている場合でも実施できますが、株式交付は「新たに子会社にする場合」でないと実施できません。

2. 株式交付の活用場面

1 大規模な買収が可能である

株式交付の場合、金銭を対価とする買収に比べて資金調達負担が軽減されるため、より少ない資金で大規模な買収をすることができます。

2 株式交換が使えない場合の代替手段となる

株式交換は、以下のような場合実施することができません。

- ・対象会社を完全子会社にすることまでは予定していない場合
- ・対象会社の3分の1以上の議決権を保有している株主が株式譲渡を希望しないために株式交換ができない場合
- ・対象会社の一部の株主がビジネス上の事情により株主として残存すべき場合

このような場合に、株式を対価とした子会社化の手法として株式交付を利用することが考えられます。

3 対象会社で煩雑な手続を経ず、完全子会社化することができる

株式交付は、完全子会社化の手法として利用することができます。

また、株式交換の場合は、対象会社の手続きとして株式交換契約に関する書面の備置きや株主総会特別決議が必要となり、対象会社において煩雑な手続を経なければなりません。株式交付の場合は、特段手続を必要としません（ただし、対象会社の株式が譲渡制限付株式の場合は、承認手続が必要となります）。

！ 法務ポイント



ホウムちゃん

買収会社（株式交付親会社）が上場会社の場合、株式交付の対価として買収会社の株式を交付することが金融商品取引法上の募集に該当し、同法の開示規制が適用されます。また、株式交付の決定は適時開示理由に該当するため、株式交付について取締役会が決定した場合には、その旨の適時開示が必要となります。

株式交付による対象会社の株式の譲受けは、有償の譲受けに該当するので、対象会社が上場会社の場合、金融商品取引法上の公開買付規制の対象となります。

以上の金融商品取引法上並びに会社法上の手続を鑑みてスケジュール等を予め検討し、株式交付を実施することが重要となります。

3. 株式交付と他制度の比較（税務観点）

以下、「譲渡特例（株式交付）」とは「株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例」のことを指します。

項目	譲渡特例（株式交付）	株式交換	現物出資
対価の種類	買収会社株式、 金銭対価は20%以内で可 (⇒税務ポイント①)	(適格株式交換等) 買収会社及び その親会社株式のみ (上記以外) 買収会社及びその親会社株式 以外の資産	買収会社株式のみ
対象会社 株主の課税	(対価の80%以上が自社株) 課税繰延べ (上記以外) 課税	(適格株式交換等・その他(※)) 課税繰延べ (上記以外) 課税	(適格現物出資) 課税繰延べ (上記以外) 課税
買収会社による 対象会社株式の 取得価額	(課税繰延べの場合) 譲渡株主が50人未満・・・ 譲渡株主の帳簿価額 譲渡株主が50人以上・・・ 対象会社の簿価純資産価額 (⇒税務ポイント②) (上記以外) 時価	(課税繰延べの場合) 株式交換時の対象会社の株主が50人未満・・・ 譲渡株主の帳簿価額 株式交換時の対象会社の株主が50人以上・・・ 対象会社の簿価純資産価額 (⇒税務ポイント②) (上記以外) 時価	(課税繰延べの場合) 出資者における出資直 前の帳簿価額 (上記以外) 時価
対象会社の 課税	なし	(適格株式交換等) なし (上記以外) 一定の資産は時価評価課税の対象	なし
適格要件	—	あり	あり

※非適格株式交換等のうち、完全親法人株式以外の資産が交付されないもの



税務ポイント



ゼイムちゃん

①株式交付割合80%要件は、譲渡株主ごとに判定します。

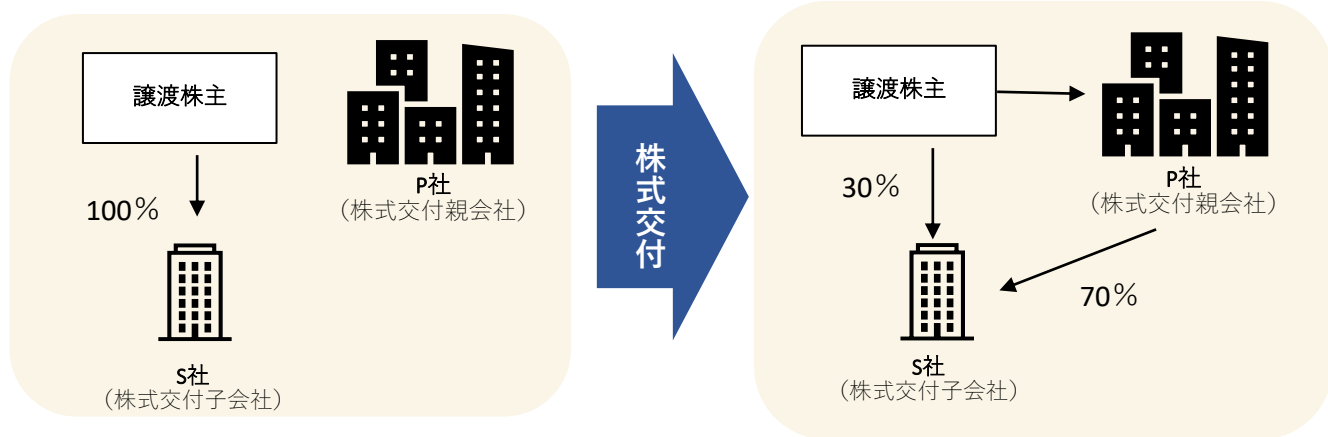
②対象会社の簿価純資産価額は次の算式で計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{株式交付または株式交換の直前の} \\ \text{対象会社の簿価純資産価額（前期} \\ \text{末の純資産価額（前期末から取得} \\ \text{日までの資本変動加減算後）} \end{array} \right) \times \frac{\text{取得した対象会社の株式数}}{\text{取得日における対象会社の発行済株式数}}$$

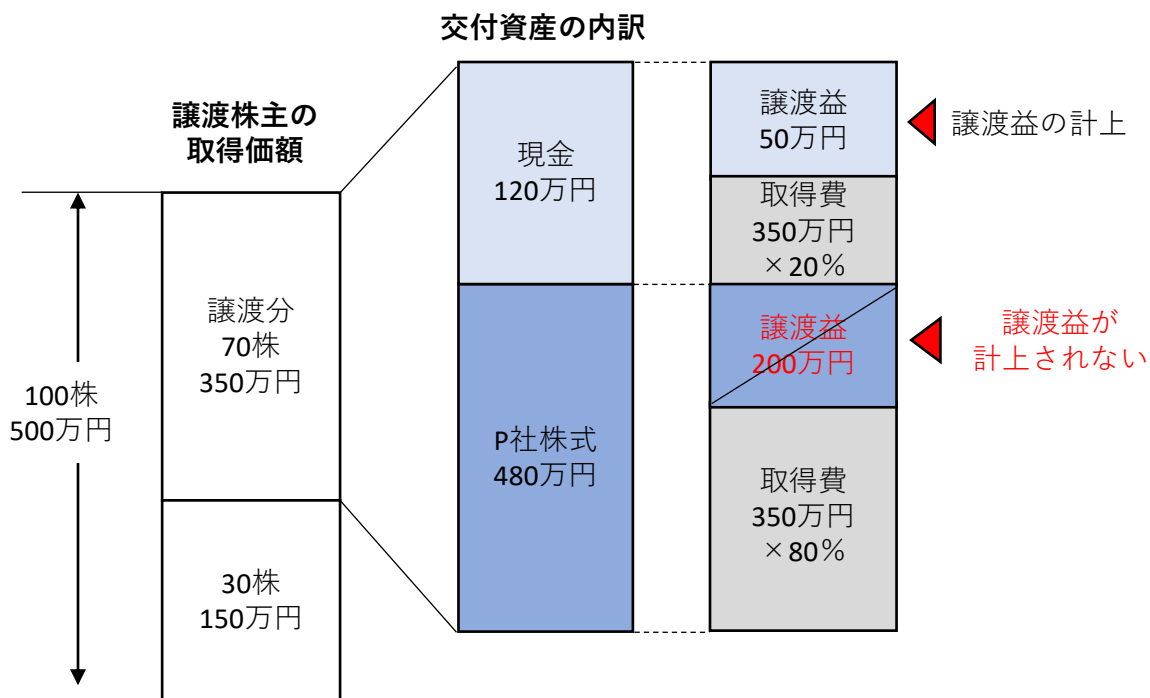
4. 具体例でみる税務仕訳

前提

- ・譲渡株主はS社の株式を100株（議決権割合100%）を保有していた。その取得価額は500万円であった。
- ・P社は譲渡株主からS社株式70株を取得するにあたり、時価480万円相当のP社株式及び現金120万円、合計600万円相当を譲渡株主に交付する株式交付を実施した。
- ・P社はS社を子会社とすることになり、株式交付割合は80%（480万円/600万円）であるため、譲渡特例（株式交付）の適用がある。
- ・S社の株式交付直前の純資産価額は700万円であった。
- ・P社において、増加する資本金は50万円とする。



譲渡株主の課税



税務仕訳

譲渡株主

現金	120万円	S社株式	350万円※1
P社株式	280万円※2	譲渡益	50万円

P社

S社株式	400万円※3	資本金等の額 (資本金)	50万円
		資本金等の額 (資本準備金)	230万円※4
		現金	120万円

※1 譲渡株主におけるS社株式の譲渡原価

$$\begin{aligned} & \text{譲渡株主のS社株式取得価額} \times \text{譲渡割合} \\ & = 500\text{万円} \times 70\% \\ & = 350\text{万円} \end{aligned}$$

※2 譲渡株主におけるP社株式の取得価額

$$\begin{aligned} & \text{譲渡株式の直前帳簿価額 (上記※1の価額)} \times \text{株式交付割合} \\ & = 350\text{万円} \times 80\% \\ & = 280\text{万円} \end{aligned}$$

※3 P社におけるS社の取得価額

$$\begin{aligned} & \text{譲渡株主が有していたS社株式の取得直前における帳簿価額} \times \text{株式交付割合} \\ & \quad + \text{P社株式以外の交付資産} \\ & = 350\text{万円} \times 80\% + 120\text{万円} \\ & = 400\text{万円} \end{aligned}$$

※4 P社において増加する資本金等の額

$$\begin{aligned} & \text{株式交付子会社株式の取得価額} - \text{増加資本金} - \text{P社株式以外の交付資産} \\ & = 400\text{万円} - 50\text{万円} - 120\text{万円} \\ & = 230\text{万円} \end{aligned}$$



税務・法務ポイント



債権者保護手続を行う場合（株式交付対価に一定の金銭等が含まれる場合）には、株式交付計画の定めに従い、株主資本等変動額について「その他資本剰余金」を増加させることができます。



Tax and Legal Letter

株式会社青山財産ネットワークス（以下「当社」といいます。）のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）から資料（以下「本資料」といいます。）をダウンロードする場合は、下記の事項に同意したうえで、当該事項を遵守し、本資料をご利用下さい。

著作権

本資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）、商標権、その他知的財産権、肖像権等の権利（以下総称して「知的財産権等」といいます。）は、当社又は正当な権原を有する第三者に帰属します。

禁止事項

1. 本サイトで配布する本資料を当社が別途許可する範囲を超えて加工する行為や、改変する行為は禁止します。
2. 本サイトで配布する本資料の内容を、当社が事前に承諾した場合を除き、本サイト以外のウェブサイトにおいて転載する行為は禁止します。
3. 本サイトで配布する本資料を複製、譲渡、貸与、頒布、二次配布、公衆送信化するなどの著作権を侵害する行為は禁止します。
4. 本サイトで配布する本資料の公序良俗に反する内容・目的での使用、その他、犯罪・違法行為での使用は禁止します。
5. 上記各禁止事項に違反されたご使用があった場合、当社はいつでもその使用を禁止することができるものとします。

免責事項

1. 本サイトで配布する本資料は予告なく内容の変更や削除を行う場合があります。
2. 本サイトで配布する本資料のご利用はご利用者様の責任においてなされるものとします。また、その利用によって生じたいかなるトラブル・損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。